

【別紙1】用語解説

(注1) 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法改正に伴い、指定管理者制度が導入され、民間団体（民間企業、特殊法人、NPO法人、地域団体等）を指定管理者として指定し、公の施設の管理を代行させることができることとなった。

(注2) PFI

PFI（Private Finance Initiative）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（1998年3月成立）の手法による図書館建設と管理・運営を長期的にPFI事業者に委ねる手法。

(注3) Web OPAC（ウェブ オーパック/Web Online Public Access Catalog）

資料が図書館にあるかどうか、存在する場合はどこに配置されているのか、さらにその資料は「貸出可能」「貸出中」など、どのような状態になっているのかなどを検索するシステム。オンラインで検索するため、自宅など外部からでも利用できるのが特徴である。

(注4) 商用オンラインデータベース

雑誌や新聞記事、判例や法令、ビジネス書式集などを検索して読んだり印刷したりできるデータベース。枚方市立図書館では、「日経テレコン21（ビジネス情報）」「官報情報検索サービス（官報）」「レクシスネクシス・ジャパン（Lexis Nexis Japan）（法情報検索システム）」を導入済み。

(注5) 電子書籍

古くより存在する紙とインクを利用した印刷物ではなく、電子機器のディスプレイで読むことができる出版物。

(注6) 全域サービス

身近なところで住民が図書館サービスを受けられるよう、図書館や分室等の固定施設や自動車文庫ステーションの設置でサービス対象地域全域にサービス網を張りめぐらしてサービスを行うこと。

(注7) 録音資料

音声を記録した資料であり、再生装置によって再生するもので、テープやディスクの形態をとる。枚方市立図書館では、主に図書等の活字を音声化したものを所蔵している。

(注8) 予約・リクエスト

「予約」とは、図書館資料が貸出中の場合に返却後に当該資料の貸出を求めるもので、「リクエスト」とは、図書館が所蔵していない資料について、購入または市外の図書館等から借り受けて提供するように求めるもの。

(注9) レファレンス

図書館利用者が、学習・研究・調査等のために、必要な資料および情報を求めた場合に、図書館職員が図書館の資料と機能を活用して、資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料を結び付ける業務で、直接サービスを形成する重要な要素である。

(注10) 実利用者率

1年度中に1度でも図書館にて貸出サービスを利用した利用者（枚方市在住者だけでなく在職・在学者等を含む）が「実利用者」で、

それを枚方市の人口（住民基本台帳上および外国人登録）で除して、パーセンテージで表したものの。この数値で図書館利用者のすそ野の広さがわかるとされる。なお、平成21年度の実利用者率は21.4%。

(注11) 枚方市子ども読書活動推進計画

平成12年の「子ども読書年」を契機として、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に始まる一連の流れを受けて、平成18年6月、「枚方市子ども読書活動推進計画」（5カ年計画）が策定された。この計画は平成22年度で終了となることから、平成23年度以降の新たな子ども読書活動推進計画の策定が求められている。

(注12) ヤングアダルト（YA）

図書館サービスの対象としてのヤングアダルトは、主に中学生・高校生を指すことが多い。図書館では、青少年の身体的・情緒的発達特性等をふまえ、彼らの興味や関心、学習等に関する資料要求に応えるため、一つのサービス対象分野として取り扱うことがある。

(注13) AV資料

オーディオ・ビジュアル資料のこと。市立図書館では主にビデオ・DVD・CDを収集・提供している。

(注14) 外部委員会

枚方市審議会の委員等の選任に関する規程第2条第3号に規定する審議会等や、その他法律等に規定される協議会や委員会議など、市職員以外の市民や学識経験者等からなる検討・協議・答申等を行う組織のこと。

(注15) BDS（Book Detection System）

図書館で広く一般に使用されている、磁気式のいわゆる図書盗難防止装置のこと。

(注16) 図書館法第7条の3（運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

参考文献 日本図書館協会『図書館ハンドブック 第6版』